

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人敬友会 おいたまの郷

1、高齢者虐待防止に関する基本的考え方

介護保険指定運営基準の高齢者虐待防止規定

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、特別養護老人ホームは虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（高齢者虐待防止法）に規定されているところであり、その実行性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

2、高齢者虐待防止に向けての基本方針

(1) 虐待の未然防止

施設職員は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、研修等を通じて、職員に高齢者虐待防止に関する理解を促し、職員が高齢者虐待防止法等に規定する施設職員としての責務・適切な対応で虐待を未然に防止します。

(2) 虐待等の早期発見

施設職員は虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）をとります。また、入所者及びその家族からの虐待等にかかる相談、入所者からの市町村への虐待の届出について、適切な対応をとります。

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報を行います。

また、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

【虐待の定義】

① 身体的虐待

暴力、危険・痛みを伴う行為、乱暴に扱うなど身体に影響がある行為、外部との接触を意図的に遮断する行為など。

② 介護・世話の放棄・放任

必要な介護や世話を放棄し高齢者の生活環境・心身状態を悪化させる、必要な医療や介護を使わせない、虐待を放置するなど。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等による精神的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

本人との合意形成がなされていない、あらゆる形態の性的な行為、または強要。

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用、本人が希望する金銭の使用を理由なしに制限する事。

3、高齢者虐待防止に向けた体制

(1) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の設置

おいたまの郷では、高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化に向けて、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

(2) 設置目的

虐待等の発生の防止・早期発見

虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策の検討・評価

高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導・研修会の実施

(3) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- ・施設長
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員

※委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

(4) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の開催について

- ・定期開催(3ヶ月に1回)を原則とし、必要時に応じて随時開催します。
- ・虐待等の相談・発生があった場合は迅速に委員会を開催します。
- ・高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で検討された事例と再発防止策について、効果について評価します。
- ・高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会での検討内容を、議事録を回覧することによって全職員へ周知徹底します。

4、虐待の報告

施設外の虐待事例について・・・地域包括支援センター
米沢市役所 高齢福祉課
施設内の虐待事例について・・・米沢市役所 高齢福祉課
山形県 置賜総合支庁

5、虐待の発生時の対応に関する基本方針

- 1) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会のメンバーを中心として、各関係部署の代表が集まり、虐待発生事例について内容・調査等の進捗状況の確認、今後の防止策についての検討を行う。
- 2) 入所者(利用者)及び、家族への説明を行います。

3) 記録と再検討

高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の会議の内容を議事録に残します。
その記録は、5年間保存します。

6、高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化に向けた各職種の役割

高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化のために、各職種の専門性に基づきチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長)

- 1) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の責任者
- 2) ケア現場における諸課題の統括責任

(介護職員)

各部署の主任は、各部署における虐待の早期発見および防止策を担当する。

- 1) 高齢者虐待防止について正確に認識する
- 2) 入所者（利用者）の尊厳を理解する
- 3) 入所者（利用者）の疾病・障害等による行動特性を理解する
- 4) 入所者（利用者）の個々の心身状態を把握する
- 5) 入所者（利用者）の基本的ケア・コミュニケーションに努める
- 6) 記録の整備
- 7) 高齢者虐待の防止・早期発見、虐待事例発生時の再発防止策対応

(看護職員)

- 1) 高齢者虐待防止について正確に認識する
- 2) 医師との連携
- 3) 医療的行為
- 4) 当該入所者（利用者）の状態観察
- 5) 記録の整備
- 6) 高齢者虐待の防止・早期発見、虐待事例発生時の再発防止策対応

(介護支援専門員)

- 1) 高齢者虐待防止について正確に認識する
- 2) 再発防止策実施の上での先導・確立
- 3) 記録の整備
- 4) 家族との連絡調整・説明
- 5) 高齢者虐待の防止・早期発見、虐待事例発生時の再発防止策対応

(生活相談員)

- 1) 高齢者虐待防止について正確に認識する
- 2) 家族との連絡調整・説明
- 3) 家族意向の確認 再発防止策への反映

4) 記録の整備

5) 高齢者虐待の防止・早期発見、虐待事例発生時の再発防止策対応

7、高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化の職員研修の基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、尊厳あるケアの励行を図り、
高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化についての職員教育を行います。

① 高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化の年2回以上の教育・研修の実施

② 新採用職員に対する高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化の研修の実施

8、入所者(利用者)等への当該指針の閲覧に関する基本方針

おいたまの郷の入所者(利用者)・ご家族様へは、利用時又は入所時の契約時に
高齢者虐待防止のための指針を提示し、内容を確認して頂きます。

高齢者虐待防止のための指針は、施設のホームページ又は、施設玄関ホールで
閲覧できます。

(策定年月日) 令和3(2021)年9月1日